



深浦町に**空き家**を所有される皆様へ

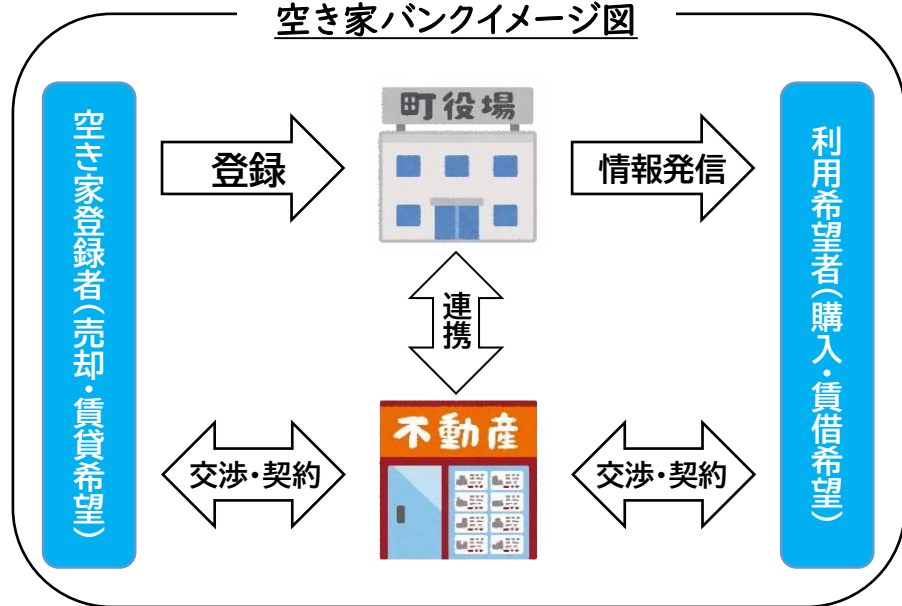
空き家が売れなくなる前に…

空き家バンクをご活用ください！

「空き家バンク」は、空き家を売却又は賃貸したい人（所有者等）と、空き家を購入又は賃借したい人をマッチングするための制度で、移住促進、定住人口の増加、地域活性化を図っています。

空き家バンクに登録した物件情報は、専用ホームページ等に掲載し、広く情報発信します。

空き家バンクイメージ図



【お問い合わせ先】

深浦町総合戦略課 空き家バンク担当

TEL:0173-74-2122 FAX:0173-74-4415

Email:sougousenryaku@town.fukaura.lg.jp

HPは
こちら



深浦町の！ /

空き家等に関する補助金・奨励金

深浦町には、空き家バンクに関係するもののほか、住宅のリフォームや解体等の補助金があります。詳しくは、町HPをご覧くださいか、お問い合わせください。

○空き家バンク利活用促進事業補助金

空き家バンクに登録された物件の改修費用、家財等の処分費用の一部を補助。

(1) 改修工事に要した経費の1/2以内・上限30万円

(2) 家財等の処分に要する経費の実費相当・上限5万円

○空き家バンク物件登録推進奨励金

空き家バンクに登録した場合、登録物件1件につき奨励金5万円を交付。

※1の登録物件に対して1回限り

○若者等住宅整備支援補助金

移住者や若者等世帯が居住するための住宅の整備費用の一部を補助。

(1) 住宅の新築工事費または住宅の購入代金の25%以内・上限50万円

(2) 住環境リフォーム推進事業補助金の対象となった経費の5%以内
・上限10万円

※(1)と(2)の併用不可。

○住環境リフォーム推進事業補助金 ※建設水道課 0173-74-4413

個人住宅の居住環境の質の向上を目的として、町内建設業者等の施工による既存住宅の居住性・耐久性・耐震性の向上など安全・安心で快適な生活を営めるような住環境リフォーム工事を行う町民を支援。

(1) 50万円以上のリフォーム工事費の10%以内・上限20万円

(2) 10万円以上の下水道接続工事の30%以内・上限20万円

※併用で最大40万円

○準特定空家解体事業費補助金 ※総務課 0173-74-2112

危険家屋等の発生を未然に防止し、町内の景観、町民の安心安全の確保を図るため、空き家の敷地を更地にする工事費用の1/3(上限30万円)を補助。

空き家バンク利用の手続き

空き家登録者【売りたい人・貸したい人】

【登録できる空き家の要件】

深浦町に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅又はこれらと同様の状態にある住宅（併用住宅含む。）で、次の要件を満たすもの。

- (1) 登録について、所有者全員の承諾が得られていること。
- (2) 相続が完了していること。
- (3) 空き家バンクに登録されている期間中、当該空き家を適正に管理できる者がいること。

ただし、「特定空家等」は登録できません。

<登録の流れ>

STEP1 物件登録申込

空き家バンク登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、お申し込みください。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
- (2) 空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (3) 空き家の外観および内観の写真
- (4) 空き家の登記事項がわかる書類（土地・建物全部事項証明書、公図、建物図面）
- (5) 同意書（様式第3号） ※共有者がいる場合は、共有者全員の同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

STEP2 空き家の調査

申請があった空き家物件について、協力事業者（宅建業者）が登録カードの記載内容の確認や現地調査を行います。

STEP3 空き家の登録

協力事業者の調査が終わった物件で、空き家バンクに登録することを決定した場合は、町から空き家バンク登録完了書を申請者に交付します。

STEP4 空き家バンクへの掲載

空き家バンクに登録した空き家情報を専用ホームページ等で公開します。

STEP5 物件の見学

利用希望者から協力事業者（宅建業者）に利用したい物件の依頼があった場合は、当該事業者が立会いのもと物件を見学します。

STEP6 契約仲介

仲介事業者が契約の仲介を行います。

利用希望者【買いたい人・借りたい人】

<手続の流れ>

STEP1 希望する空き家の検索

空き家バンクの空き家情報一覧から希望する空き家を検索してください。

STEP2 物件の見学

興味のある物件があった場合は、当該物件の協力事業者（宅建業者）に直接連絡し、物件を見学します。

STEP3 契約仲介

仲介事業者が契約の仲介を行います。

留意事項等

- 成約時は仲介手数料が発生します。
- 自治体は物件の交渉・契約の締結には一切関与しません。
- 物件登録申込時に必要となる「空き家の登記事項がわかる書類」は、お近くの法務局（全国どこでも）で取得できます。
- お問い合わせの際は、直接、協力事業者にご相談いただいても構いません。

物件情報はここから！



五所川原圏域
空き家バンク



アットホーム
空き家バンク